

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	小児慢性特定疾病医療費の助成に関する事務についての基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の助成に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。
③システムの名称	小児慢性特定疾病公費負担システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費助成受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法第9条第1項及び別表第1の7の項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第7条第2号及び第3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第二 9の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第8条 【情報提供の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第二 26及び56の2及び87の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第19条第1号二及び第2号から第5号まで 第44条第1号二及び第2号から第5号まで
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府健康医療部保健医療室
②所属長	室長 福島 俊也
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-0570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944-6066 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 母子グループ 〒540-0570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6698
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 母子グループ 〒540-0570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6698

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

